

庁議付議事案書

開催・令和5年3月22日

所管部課	子ども未来部 子育て支援課	部長	松本 幹男		
件名	東大和市義務教育就学児医療費助成条例施行規則の一部を改正する規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市義務教育就学児医療費助成条例施行規則			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>東京都の義務教育就学児医療費助成事業実施要綱が一部改正されたことに伴い、東大和市義務教育就学児医療費助成条例施行規則について、一部改正するものである。</p> <p>(1) 主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第5条第2号中、「同項第34号の3」を「同項第34号の4」に訂正する。</li> <li>・第14条第2項に「及び児童が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した場合」を追加する。(受給資格消滅の届出に係る適用除外の追加)</li> <li>・第1号様式(同意欄)の改正。(公簿等による確認の同意)</li> <li>・第2号様式(義務教育就学児医療証)の改正。(性別欄の削除等)</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東京都に準じた改正を行うことで、事務の効率化が図れる。</p>					
<p>2. 経過(現時点に至るまでの経過)</p> <p>令和4年8月3日 東京都から「義務教育就学児医療費助成事業実施要綱の一部改正について(令和4年8月3日付4福保保助第549号)」の通知</p> <p>文書課において審査済み</p>					
3. 留意事項(問題点等)					
<p>4. 主管部処理案(検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに一部改正の手続きを進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。